

Title	〔最高裁判事例研究 二四五〕 民訴二二五条にいわゆる「書面の真否」の意義
Sub Title	
Author	伊藤, 敏孝(Ito, Toshitaka) 民事訴訟法研究会(Minji soshoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1986
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.59, No.8 (1986. 8) ,p.95- 98
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19860828-0095">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19860828-0095</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 〔最高裁民訴事例研究 二四五〕

昭二七15 (最高民集六卷  
一〇号一〇〇四頁)

民訴二二五条にいわゆる「書面の真否」の意義

書面の真否確認請求事件(昭二七・一一・二〇第一小法廷判決)

X(原告、控訴人、上告人)は、Y農地委員会(被告、被控訴人、被上告人)の作成した未墾地買取計画書中に買取土地の地目現況として記載されている事項の一部分が実況と異なると主張し、右記載が真実でないことの確定をするため訴えを提起した。

第一審は訴えを却下し、第二審もXの控訴を棄却した。第二審の理由は、「民訴法二二五条に所謂書面の真否確認の訴は法律関係を証する書面について、偽造又は変造文書であるのに真正に成立したものと主張する者があり、或は真正な文書を偽造又は変造であると主張する者があるため、その書面の存在が自己の法律的地位の不安定を来す場合、この書面の真否を確定することによって右の不安定を除去することができる」ときに、その利害関係を有する当事者に対して右法条による訴えによって権利保護を要求するところを許した特殊の確認の訴である。即ち、この訴の目的とするところは専らその対象となる書面が作成名義人によって真実作成せられたか、若くは作成名義を冒用して偽造されたか或は仮令その作成名義人によって作成されたとしてもその後変造されたかどうかを確定するにあつて、そ

の書面の内容が事実と合するかどうかを確定するが如きことは本条の訴訟の対象となし得ないものである」(東京高判、昭和二四・四・二一)というにある。

X上告。理由として、二二五条は書面の真否と規定しているのみであるが文書の内容と作成名義人との二者を包含するものでそれぞれの真否が検討されるべきこと、立法者が作成名義人の真否のみに限って立法したとしても立法者の意思のみに拘束されるべきものではないこと、等を主張した。

最高裁は次のように判示して全員一致で上告を棄却した。「民訴二二五条に定めている書面の真否を確定するための確認の訴は、書面の成立が真正であるか、否か、換言すればある書面がその作成者と主張せられる者により作成せられたものであるか或はその作成名義を偽わられて作成せられたものであるか、すなわち偽造又は変造であるかを確定する訴訟であるから、本件のように書面の記載内容が実質的に客観的事実に合致するか否かを確定する確認の訴は、同条において許されていない。また、一般に確認の訴は、特定の法律関係の確定を求めるものであるから、本件のように事実関係の確定を求める確認の訴は法律上認められていないのである。」

判旨に賛成する。

一 本判決は民訴二二五条の「書面ノ真否」の意味につき正面から論じた最初のものであるといわれている。<sup>(1)</sup>但し、これ以前にも傍論ではあるが、「書証の成立を認める」ということはただ其書証の作成名義人が真実作成したもので偽造のものではないということを認めるだけで、その書証に書いてあることが客観的に真実であるという事実を認めることではない。<sup>(2)</sup>という最高裁判決は存在する。また、「証書ハ其ノ名義人カ之ニ自署スルコトナク他人カ記名シタル場合ニ於テモ其ノ作成カ名義人ノ意思ニ基ク以上ハ真正ニ成立シタルモノト謂フヘキモノトス」とする大審院判決がある。<sup>(3)</sup>本件以後には、「二二五条の訴えは書面の成立が真正であるか否かを確定する訴訟であって、本件のように書面の記載内容が実質的に客観的に事実と合致するか否かを確定する確認の訴は……不適法」であるとする京都地裁判決<sup>(4)</sup>、「民訴法二二五条による書面の真否確認の訴は、法律関係を証する書面について、その対象となる書面が作成名義人によって作成されたかどうかを確定する訴であり、作成名義人が真意で当該書面を作成したかどうかは本訴の対象とはできない」とする東京地裁判決<sup>(5)</sup>、「文書の成立の真否とは、当該文書の作成者と主張されている者が真実その文書を作成したか否かであって、その作成者が当該文書を作成する正当な権限を有するか否かとは関係がないから、証書真否確認請求訴訟の審判の範囲もまた、当該証書の作成者と主張されている者が真実その証書を作成したか否かに限られ、証書に記載されている内容が実質的に客観

的事実と符合しているかどうかには及ばない」とする東京地裁判決<sup>(6)</sup>などがある。その他、二二五条の訴えの利益や「法律関係ヲ証スル書面」に関する下級審判決があるが、「真否」に関するものは見当たらない。

二 本判決が問題とする「真否」の語は二二五条の他に「真正」「真否」として三二三条ないし三二七条、三三一条に存する。日常用語ではこれらの言葉は内容の真実性として使われやすいが、三二三条以下の「真正」「真否」は形式的証拠力に關連するものとして特定人の意思に基づいて作成されたか否かを示すものである。三二七条が真否の証明につき筆跡や印影の対照という手段を予定していることからしてもこの点は明らかである。<sup>(8)</sup>従って、三二三条以下の「真正」「真否」と二二五条の「真否」とが同じ意味であるとするなら三二三条以下の議論がそのまま二二五条にもあてはまることになる。ここで両者の「真否」が同じ意味であることは当然の前提であるように思われる。この点を明確に述べているものは多くないが、両者の「真否」の意義として同じ説明がなされていること、三二三、三二四、三二六条の推定規定は二二五条の訴えにおいても準用ないし適用されると説明されること、<sup>(9)</sup>からうかがわれる。ところで、本件判決の後段で判示されているように確認の訴えは法律関係の確定を求めるものであり事実関係の確定を求めることは原則として許されない。書面真否確定の訴え(二三五条)はその例外として認められている。これは、法律関係を証

する書面が当事者間の紛争解決について重要な意味をもち、その真否の確定が法律関係の存否の確定と同視しうると考えられるからである。従って、二二五条の「法律関係係証スル書面ノ真否」の確定は、それによって法律関係の存否を確定したと同様の紛争解決をもたらすものでなければならぬ。

三 以上の観点からすれば本件判決前後後半部分が「書面の記載内容が実質的に客観的事実に合致するか否かを確定する確認の訴は、同条において許されていない」とするのは正当である。なぜなら、第一に「真否」とは三二三条以下のそれと同様筆証者主張の特定人の作成によるか否かということ意味するからである。また、第二に、記載内容の真偽の判定を必要とするということは結局それを前提とする法律関係の確定を必要とするということであり、二二五条の予定するものではないからである（もし、記載内容の真偽それ自体が問題であるとするならばともと裁判によって解決されるべき紛争がないと言ふべきである）。

四 では、判決冒頭部分についてはどうか。判文の表現によれば書面の成立の真正とは「書面がその作成者と主張せられるものにより作成せられた」こと、「その作成名義を偽わられて作成せられたもの」でないこと、「偽造又は変造」でないこと、と言えよう。

但し、その表現の仕方を少し注意してみると、例えば本件原審は、「作成名義人によって真実作成せられたか……」と言っており、また一に掲げた判決の中にも「作成名義人」とする

ものと「作成者と主張されている者」とするものがある。学説が「真正」を定義する場合にも両方の表現がみられる。この使い分けに深い意味はないとみることも可能かもしれない。なぜなら、文書が名義人自身の作成にかかるとしてある（ない）ことを主張する場合にはどちらの表現方法をとっても同じだからである。しかし、「作成名義人」「偽造又は変造」という表現が「真正」の意味の中に入ってくると、形式的証拠力の説明において「刑法上真正な文書でなくても民事訴訟法上は真正な文書といひ得る場合を生ずる」とされることとの間に混乱がおこらないであろうか。つまり、刑法上真正でない文書（不真正文書）とは名義人と作成者とが一致していない文書をいい、これが偽造文書とされる<sup>(15)</sup>。そしてこれが民事訴訟法上真正文書たりうるとされ、その民事法上の真正文書が作成名義を偽られて作成されたものでない文書あるいは偽造変造でない文書と定義されることになるのである。刑法上の偽造文書は民事法上の偽造文書でないということは可能であろうが、誤解を生ずる虞もあるように思われる。

本件最高裁判決は「作成者」と「作成名義（これは偽造変造に連結する）」との両方の表現を用いている。後者を刑法上の議論と統一的なものとしてみると民事法上の形式的証拠力の説明と抵触が生じそうであるし、これを民事法上独自の意味で用いているとみれば混乱を招く虞がある。あるいは、二二五条の「真否」の確定はそれによって紛争の解決をもたらさうものとし

て、単に形式的証拠力の意味での三二三条以下の「真正」「真否」よりも限定された内容にならざるを得ないという考慮があるのかもしれない。つまり、刑法上の偽造文書を偽造者の作成にかかるものとして(真正文書として)用いたとしても(このような作成名義を離れた作成者の確定では)直ちに紛争解決をもたらすことは少ない(さらにそれを前提とした審理を必要とする)から、二二五条において問題となる「真否」は「作成名義(ないし偽造築造)」に結びついたものなのだという考えかもしれない。いずれにせよ文書の真正の意味については「作成者」によって表現した部分で足りると思われるが、この部分については異論がないので判旨に賛成する次第である。

五 なお、本件については、山木戸克己・末川編最高裁判事判例批評(昭和二十七年)度六三頁(民商法二八巻四号六七頁)、田中英夫・判例民事法(昭和二十七年)度二八七頁(法協七三巻二号)、長谷部茂吉・判タ二六号四一頁の評釈がある。

- (1) 長谷部茂吉・判例タイムズ二六号四一頁(昭二八)。
- (2) 最三小判昭和二十五年二月二八日民集四巻二七五頁(引用部分  
は同七七頁)。
- (3) 大審院昭和二十六年二月三日法律評論三一巻二号一一一頁  
(民訴三一頁)。
- (4) 京都地裁昭和三十九年二月一九日金融法務事情三二六八号一八五頁。
- (5) 東京地裁昭和四五年五月三〇日シユリスト四八〇号七頁。
- (6) 東京地裁昭和四八年二月二五日判例タイムズ三〇八号一三〇  
頁。

(7) 兼子一・民訴法体系二七六頁(昭四〇)、三ヶ月章・民訴法  
〔第三版〕(法律学講座双書)四七四頁(昭六〇)、新堂幸司・民訴  
法〔第二版〕三七七頁(昭五〇)等。

(8) 山木戸克己・本件評釈(本文五参照)六九頁(民商法)。

(9) 石神武蔵・偽造証書の形式的証拠力(民商法雑誌一二巻三三四  
〇七頁以下、四一四頁(昭一五))は明確に同じ意味としている。

(10) (7)の文献について言えば、兼子一五七頁、三ヶ月七九頁、  
新堂一八四頁。なお、兼子二七六頁は「訴訟法上での文書の真否と  
は、このように拳証者の主張通りの者の作成に依るものか否かをい  
う」として一般的な説明を与えているように思える。

(11) 中島弘道・日本民訴法一〇九四頁(昭九)、菊井維大・村松俊  
夫・民訴法Ⅱ五三頁(昭三九)、斎藤秀夫編著・注解民訴法(4)七五  
頁(昭五〇)。

(12) 前野順一・民事訴訟法論第二編乃至第五編八一四頁(昭二二)。  
(13) 単に「作成者」「特定人」とするのは新堂一八四頁、三ヶ月七  
九頁、兼子一五七頁、注解七三頁など。「作成名義人」という言い  
方をするのは菊井・村松五二頁など。

(14) 近藤完爾「証拠の証明力」民訴法講座第一巻五九五頁(昭二  
九)その他(7)の文献参照。

(15) 団藤重光責任編集・注釈刑法(4)四七頁(昭四〇)。  
昭和六一年四月二六日(TTSC)

伊藤 敏孝